



登録教習機関公示第264号

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定による労働安全衛生法第46条第4項第2号の事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号	第147・148・149・150・151・152・153・154・155・156・157・158・159・160・161・189号
登録教習機関の名称	キャタピラー教習所株式会社
登録教習機関の住所	神奈川県高座郡寒川町一之宮7丁目11番1号
変更事項	法人の代表者の氏名の変更
変更前	五十嵐 高太郎
変更後	矢山 秀樹
変更する年月日	令和8年1月1日

令和7年12月24日

広島労働局長

